○金融庁農林水産省告示第二号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第六項第八号及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第一号）第六条第一項第一号の規定に基づき、平成十八年三月三十一日金融庁農林水産省告示第九号（農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件）の一部を次のように改正し、資金決済に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

平成二十二年三月一日

金融庁長官　三國谷勝範
農林水産大臣　赤松　広隆

第一条第一号中ムをウとし、リからラまでをヌからムまでとし、チの次に次のように加える。

リ　資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）

第二条第一号中「同号ハからチまで、ツ及びム」を「同号ハからリまで、ネ及びウ」に改め、同条第二号イ中「前条第一号ハからヘまで及びム」を「前条第一号ハからヘまで及びウ」に改め、同条第三号中「前条第一号ツ」を「前条第一号ネ」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　前条第一号リに掲げる者が営む資金移動業（資金決済に関する法律第二条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

第三条中「第一条第一号イ、ロ、ト（農業協同組合連合会に限る。）及びリからラまで」を「第一条第一号イ、ロ、ト（農業協同組合連合会に限る。）及びリからラまで」に、「同号イ及びリからムまで」を「同号イ及びリからムまで」に改める。

○金融庁農林水産省告示第三号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の四十七第九項並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第一号）第三十四条第一項第一号、第二項第二号及び第十項ただし書の規定に基づき、農業協同組合の従属業務を営む会社が農業協同組合のために営む従属業務等に関する基準（平成十八年十一月九日金融庁農林水産省告示第二十三号）の一部を次のように改正し、資金決済に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

平成二十二年三月一日

金融庁長官　三國谷勝範
農林水産大臣　赤松　広隆

第二条第一項中「会社をいう。）」の下に「若しくは同項第一号の二に掲げるもの」を加え、「法第十一条の四十七第二項第一号」を「同条第二項第一号」に、「第三十四条第三項第一号」を「第三十四条第四項第一号」に改め、同条第二項中「第三十四条第三項第二号」を「第三十四条第四項第二号」に改める。

第四条中「特定子銀行」の下に「のいずれか」を加える。

第五条中「（命令第三十五条第一項第一号」を「（同項第一号」に改める。

第六条中「第三十四条第一項第二号及び第九項ただし書」を「第三十四条第一項第一号、第二項第二号及び第十項ただし書」に改める。

○金融庁農林水産省告示第四号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第三項第七号、第八十七条第四項第七号及び第九十三条第二項第七号並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第二号）第三条第一項第一号の規定に基づき、平成十八年三月三十一日金融庁農林水産省告示第十二号（水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件）の一部を次のように改正し、資金決済に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

平成二十二年三月一日

金融庁長官　三國谷勝範
農林水産大臣　赤松　広隆

第一条中第十七号を第十八号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）

第二条第一号中「第三号から第八号まで、第十二号及び第十七号」を「第三号から第九号まで、第十三号及び第十八号」に改め、同条第二号イ中「第十七号」を「第十八号」に改め、同条第三号中「前条第十二号」を「前条第十三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　前条第九号に掲げる者が営む資金移動業（資金決済に関する法律第二条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

第三条中「第十六号まで」を「第十七号まで」に改める。

○金融庁農林水産省告示第五号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十七条の十四第四項及び第八十七条の三第九項並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第二号）第二十七条第一項第一号、第二項第二号及び第十項ただし書の規定に基づき、漁業協同組合等の従属業務を営む会社が漁業協同組合等のために営む従属業務等に関する基準（平成十八年十一月九日金融庁農林水産省告示第二十四号）の一部を次のように改正し、資金決済に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

平成二十二年三月一日

金融庁長官　三國谷勝範
農林水産大臣　赤松　広隆

第一条第一項中「第二十五条の二第一項第一号」を「第二十五条の四第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二十五条の二第一項第二号」を「第二十五条の四第一項第二号」に改める。

第二条第一項中「会社をいう。）」の下に「若しくは法第八十七条の三第一項第一号の二（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げるもの」を加え、「第二十七条第三項第一号」を「第二十七条第四項第一号」に改め、同条第二項中「第二十七条第三項第二号」を「第二十七条第四項第二号」に改める。

第四条中「特定子銀行」の下に「のいずれか」を加える。

第六条中「第二十七条第一項第二号及び第九項ただし書」を「第二十七条第一項第一号、第二項第二号及び第十項ただし書」に改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　五四四円（本体　五二〇円）　（配送料別）